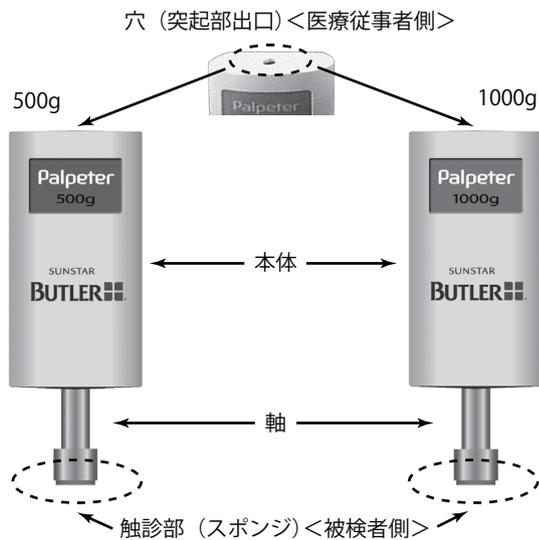


# バトラーパルピーター

## 【形状・構造及び原理等】

[形状・構造等]



[原材料]

本体:ABS+PC 樹脂

(アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン  
+ポリカーボネート樹脂)

軸:アルミニウム

触診部 (スポンジ):ポリウレタンフォーム

[原理]

穴(突起部出口)に人差し指をあて、触診部(スポンジ)を触診部位にあてた状態で、触診部位に向かって圧力をかけていくと、本体に表示された所定の荷重がかかった時点で前述の穴から出た突起を人差し指で感知することができる。これにより常に一定の圧痛刺激による測定が可能となる。

## 【使用目的又は効果】

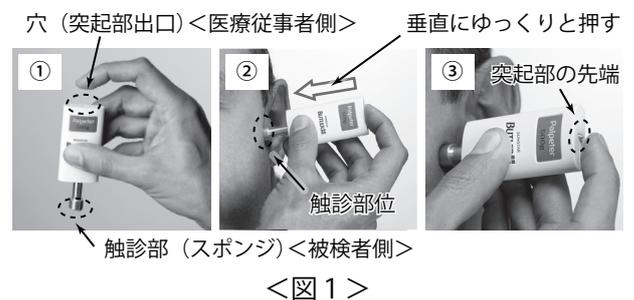
患者の顎の痛みに関する感受性(一定の押圧による刺激)を測定するために用いる手動式装置。

## 【使用方法等】

1. 触診に直接使用する場合

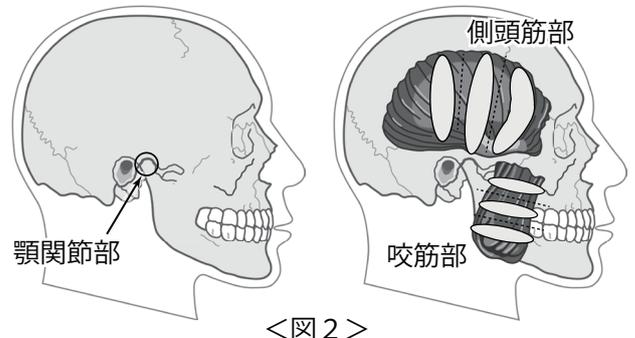
- 1) 使用前点検を行う(【保守・点検に係る事項】の項参照)。
- 2) 穴(突起部出口)に医療従事者の人差し指をあてて持ち、触診部(スポンジ)を被検者の触診したい部位にあてる。 <図1>① <図2>

- 3) 人差し指に突起部の先端があたるのを感じるまで、本体を触診部位に向けて垂直にゆっくりと押す。 <図1>②③
- 4) 3)の時点での被検者の痛みに関する感受性を記録する。
- 5) 被検者ごとに、触診部(スポンジ)及び軸を清拭する(【保守・点検に係る事項】の項参照)。



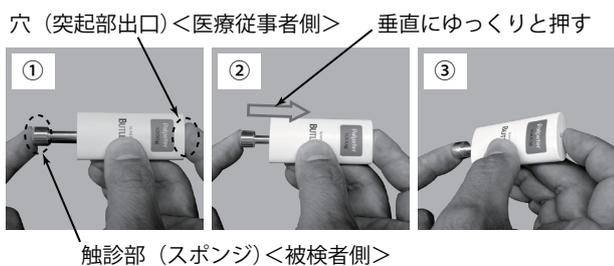
500gは顎関節部、1000gは側頭筋部及び咬筋部に使用する。

○:触診部位



2. 触診の圧力の標準化用として使用する場合

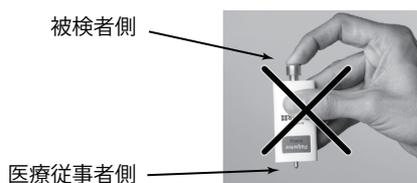
- 1) 使用前点検を行う(【保守・点検に係る事項】の項参照)。
- 2) 穴(突起部出口)に医療従事者の非触診側の手の人差し指をあてて持ち、触診部(スポンジ)を医療従事者の触診する指にあてて持つ。 <図3>①
- 3) 非触診側の手の人差し指に突起部の先端があたるのを感じるまで、触診部の指を垂直にゆっくりと押す。 <図3>②
- 4) 触診側の手が触診荷重を覚えるまで、3)を数度繰り返す。
- 5) 使用后、触診部(スポンジ)及び軸を清拭する(【保守・点検に係る事項】の項参照)。



<図3>

[使用方法等に関連する使用上の注意]

- 1) 穴 (突起部出口) を被検者に向けて使用しないこと  
[被検者が負傷するおそれがある]。



- 2) 使用時には必要以上の力(応力)を本体に加えないこと  
[本品の破損、被検者の触診部位の負傷につながるおそれがある]。

### 【使用上の注意】

[重要な基本的注意]  
創傷部に使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]  
高温、多湿、直射日光及び水濡れを避けて保管すること。

### 【保守・点検に係る事項】

<使用者による保守点検事項 (日常点検)>

[使用前点検]

- 1) 目視による点検
  - ・ 本体や軸に変形、損傷、汚れがないこと。
  - ・ スポンジに劣化、損傷、汚れが見られた場合は交換すること ([スポンジの交換方法]の項参照)。
- 2) 機能(装置の正常状態)の確認
  - ・ 可動部の動作が、引っかかり等なくスムーズであること。軸が滑らかに稼動しない場合は使用しないこと。
  - ・ 異音がないこと。

[清掃方法]

- 1) 本体は水で湿らせたガーゼで清拭する。
- 2) 触診部(スポンジ)と軸は、使用後、70%エタノール又はイソプロパノール水溶液で湿らせたガーゼ等を用いて力をかけずに清拭・消毒する。

- 3) 前述の消毒液や洗浄用具以外は腐食、劣化の原因となるため、使用しないこと。
- 4) オートクレーブや滅菌器等に入れないこと[破損、故障する可能性がある]。
- 5) 本体内部に水が入らないよう注意すること。また、本体を流水や水没させての洗浄は行わないこと。もし、水が入った場合は、十分に乾燥させること[本品は防水構造でないため、破損、故障する可能性がある]。
- 6) 使用前に清掃する場合は、自然乾燥させてから使用すること。

[スポンジの交換方法]

- 1) スポンジを粘着材と共に軸先端部から剥がす。
- 2) 軸先端部のスポンジ接着面を70%エタノール又はイソプロパノール水溶液で清拭・消毒する。粘着材が付着している場合は綿棒などできれいに拭き取ること。
- 3) 新しいスポンジ 1 枚をシートから剥がし、軸先端のスポンジ接着部の溝に合わせて接着する。スポンジが溝からはみ出さない様に注意すること。
- 4) スポンジは同梱された付属品を使用すること。

[機能の点検方法]

次の方法により、本体に表示された荷重で測定できているかを自主点検することができる。

- 1) 荷重範囲 (下記 4)) が秤量可能な電子天秤を用いる。
- 2) 穴 (突起部出口) に人差し指をあてて持ち、触診部 (スポンジ) を天秤皿にあてる。
- 3) 人差し指に軸の先端があたるのを感じるまで、本体を天秤に向けて押し、その際の荷重を確認する。
- 4) 荷重が、本体に表示されている荷重の±10%の範囲にあることを確認する。

500g の場合：450g ～ 550g

1000g の場合：900g ～ 1100g

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

[製造販売業者]

サンスター株式会社

〒569-1195 大阪府高槻市朝日町 3 番 1 号

\*[製造業者]

ESCATEC Medical Sdn. Bhd.

国名：マレーシア

[商品のお問い合わせ]

医薬品インフォメーションセンター

電話番号 072-682-4815